

委員会に関する規程

本規定は、定款第 39 条第 2 項に基づき、委員会の任務、構成、運営等について定めるものである。

第 1 条 本会に、常設委員を置く

- 2 常設委員は、正会員および学生会員のうちから、理事会の推せんにより理事長が委嘱する。
- 3 常設委員は、常設委員会を組織し、理事会の命を受け、定款第 4 条に基づく事業のうち定常的に処理するものについて企画、調整、実践する。
- 4 前各項に定めるもののほか、常設委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。
- 5 常設委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 2 条 本会に、専門委員を置く。

- 2 専門委員は、次のいずれかとする。
 - (1) 正会員及び学生会員のうちから理事会が推薦するもの。
 - (2) 特別の事項に関して学識経験があるものであって理事会が推薦するもの。
 - (3) 本会以外の団体が推薦する当該団体会員であって理事会が同意するもの。
- 3 専門委員は、専門委員会を組織し、理事会の命を受け、定款第 4 条に基づく事業のうち随時処理するものについて企画、調整、実践する。
- 4 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。
- 5 専門委員会の活動期間は第 3 項の事業が完結するときまでとする。
- 6 専門委員の任期は最長 2 年とする。但し、更新は妨げない。
- 7 成果等を公開する際は、「文書公開に関する規定」に従い、所定の手続きを経て理事会の承認を受けること。

附則

本規程は、平成 29（2017）年 10 月 18 日より施行する。